

第九回 参議院通商産業委員会會議録第十一号

昭和二十五年十二月八日(金曜日)午後二時二十三分開会

本日の會議に付した事件

○資源調査に國庫負担金交付の請願(第一三三號)

○中小企業緊急金融対策等に関する請願(第三四號)

○中小企業者に対する金融対策の請願(第四四號)

○横浜繊維製品検査所川俣支所の本所昇格および小高支所設置に関する請願(第六二號)

○ジェーン台風による関西福災中小工業復興に関する請願(第九〇號)

○喫煙用具輸出の保護育成に関する請願(第三五號)

○琉球民間貿易促進に関する請願(第三四五號)

○中小企業信用保険法案(内閣送付)

○委員長(深川繁左門君) これより通産委員会を開会いたします。小田橋専門員。

○専門員(小田橋眞直君) 第九臨時國會にこの委員会に付託されました請願、陳情は七件ございまして、お手許にその項目をお配りしたような七件でございます。

先ず請願第十三号、これは青森県の県會議長から出ておる請願で、資源調査に國庫負担金交付の請願で、その要旨は「わが國再建整備のためには、従来の企業を拡充強化すると共に、国内資源の明確な調査が必要である。然るに現在開発すべき資源が明らかにされて

ていないため、地方における開発計画は公共事業の拡充に終る傾向が多いから、國家は資源を指定して調査させると共に、短期間に完了させるため、資源調査に對して國庫負担金を交付せられたい」という請願であります。要するに資源調査をする場合には費用もかかるし、これを早急にやるためにはどうしても大きな力でこれを援助する必要があるもので、國庫からこれに関する費用を支弁して欲しいという趣旨の請願であります。

次は請願第三十四号で、中小企業緊急金融対策に関する請願、それから同じような請願が第四十四号に出ておりますが、これは中小企業者に対する金融対策の請願と共に、最近の我が國の中小企業者が非常に金融に苦しんでいるから、種々の方策を講じて、この危機を突破するような援助を與えて欲しい、又そういう政策をして欲しいという請願であります。この中に盛られておりますところの項目は、第三十四号について申し上げますと、見返資金による設備資金の枠を拡大して欲しい、それから國民金融庫資金の枠の拡大、それから政府資金の長期預託、それから中小企業の税対策、こういうようなものであります。第四十四号について申し上げますと、これからこの委員会では問題になると思つておるところの中小企業を対象とする信用保険制度、これを確立してもらいたいということ。二番目に預金部資金地方還元による中金債の引受並びに預託信用組合その他地方金融機関への資金の放出をして欲しい。

い。第三番目には、中小企業者に対する金融資金利率の引下げ等、中小企業者に対する適切な金融対策を講じて欲しいという請願であります。

それから請願第六十二号は、しばしばこの委員会にも提案されたことがある品検査所、これは現在横浜繊維製品検査所の支所になつておられますが、これを昇格して本所にしてもらいたいというのと、小高という場所に支所を設置して欲しいという請願であります。それから第九十号はやはり金融対策とも言えるのでありますが、先般關西を襲いましたところのジェーン台風による關西地方の中小工業者に非常に犠牲者が多く、被害のほども著しいので、この復旧に對して対策を講じてもらいたいという請願であります。九月三日に京阪神を襲いましたジェーン台風は、約二千萬円に上る損害を與えておる。こゝ言われておりますが、そのひどいのは大阪、尼崎、堺、泉、大津、岸和田、貝塚、こういふ地方でありまして、その後この台風ばかりでなく、その際起りました例の高潮で浸水いたしました被害が非常に多く、その被害の大部分が実は中小工業に特に強くなつておられます。従ひましてこれが復旧のために預金部資金、見返資金、財政資金等、そういうような國家資金の運用融資を特に図つてもらいたいという請願であります。

てこの委員会にもしばしば出て来ましたが、結局物品税の引下げに関する請願なのであります。喫煙用具の輸出の保護と申しますが、喫煙用具を輸出するためには作つても実は売れない場合がある。それを内地で消化しなければならぬが、その際に物品税が高率であるために内地で販売する妨けになつてゐるから、喫煙用具の輸出の保護育成のためには、この内地向けの商品に對して物品税を引下げてもらいたい、こういう請願であります。こゝいう請願は、この前からこの委員会にも若干出て参りましたし、又大蔵委員会に大部分はつかつておられますが、要するに輸出製品を造る場合には、物品税の問題は起らないにしても、製造業者は輸出品のみを造るのではなくて、内地品と輸出品と両方造つておられ、その交互に輸出が行われたい、なか／＼輸出振興にも役立つ得ないから、内地向けの製品に對する物品税引下げが強く要望されておるわけでありまして。

第三百四十五号、琉球民間貿易促進に関する請願でありまして、宮崎市の議會議長から出ておられますが、宮崎県の持つておる特性は、御承知のように、非常に林産物が多い県であります。戦前はこれが朝鮮、中国等に輸出されておつたのでありますが、現在琉球その他の方面から各種木材の大量の発注が伝えられておるにもかかわらず、その輸出がはか／＼しく行かない。従ひまして、琉球との民間貿易を促進することによりまして、この林産物の輸出を促進するように御配慮を願いたいという請願であります。

○小野義夫君 只今説明のありました請願は、第六十二号を除いて願意おむね妥協と認めますので、本委員会において採択せられんことを望みます。

○委員長(深川繁左門君) 只今の小野君の御発言に別に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古池信三君 ちよつとお伺いするだけですが、第六十二号はどういうわけを除かれるのですか。

○専門員(小田橋眞直君) 第六十二号は、元はこれは鶴岡の支所であつたのであります。それが横浜の繊維製品検査所の支所に指定されることを前から請願されて、そしてそれが今その支所になつておるのであります。横浜に本所が變つたわけでありまして、それによりまして、大體輸出関係において差支えないということになつておるようであります。で最近にそういう変更があつたばかりでありまして、そういう意味におきまして、この委員会としては或いは保留したほうがいいのではないかという意見が、この前の委員会に出たのでございまして、この前の委員会におきまして、保留になつておるわけでありまして、以上が今の小野委員の御発言の御趣旨だろうと思ひます。

○古池信三君 なおお尋ねしたいのは、横浜の支所になつたのはいつ頃ですか。

○専門員(小田橋眞直君) ちよつと年

次は忘れておりますが、一年くらい前だと思ひます。

○古池信三君 それから小高支所というのはどういうのですか。

○委員(小田橋義典君) 只今の点につきましては、この請願の趣意書にははつきりと明示されておられませんので、いずれ調査してから御報告申し上げます。

○委員(深川榮左門君) それでは、第六十二号の請願のうち小高支所に関しては、後で調査をしてからいずれ申上げることになりましたして、七件のうち六件、第九十号、第三十四号、第四十四号、第九十号、第三百五号、第三百四十五号は採択したいと思ひます。が、ほかに御意見ございませぬか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○加藤正人君 今古池さんからお確めになったのは、小高支所だけの問題ですか。川俣支所を本所に昇格するということについても、その必要があるかどうかということについて確められたというのですか、小高支所だけの話ですか。

○古池信三君 私が申ししたのは、川俣支所の本所昇格の問題は、極めて最近横浜本所の支所になったのであつて、まだ経過年数が短いのであるから、当分留保するほうがよからうという御意見のように伺いました。それから小高支所を新たに設置するという点につきましては、この留保にする理由が判明しなかつたのでお尋ねしたのであります。その点は追つて調査の上で報告するということでありましたので、大体そういうふうな意味で私は了承したのであります。

○加藤正人君 そうすると、小高支所に関するところだけがまだ残つておるわけですね。

○古池信三君 そうです。

○加藤正人君 わかりました。

○委員(深川榮左門君) それでは第六十二号以外の六件については、採択することに決定いたします。

○委員(深川榮左門君) 次に本委員会に予備付託になっております中小企業信用保険法案に関し、政府側の提案理由を聴取したいと思ひます。

○國務大臣(横尾龍二君) 中小企業信用保険法案提出の理由を御説明いたします前に、ちよつとお断りをしてお置きたいと思ひます。期日も切迫しました今日に提出いたしました、早急に御審議をお願いいたしますことは恐縮であります。が、いろいろの事情で遅れましたので、この点から御了承を得て置きたいと思ひます。

政府は先に、中小企業の振興に必要な事業資金の融通を円滑にするために、中小企業信用保険法案の立案に着手し、鋭意慎重に検討を進めて参つたのであります。が、今回漸くその成果を得るに至りましたので、ここに中小企業信用保険法案を提出して御審議を仰ぐ次第であります。

改めて繰返すまでもなく、中小企業者は我が国経済の中核体であります。現下経済政策の第一の目標である日本経済の自立と安定とを達成するためには輸出の振興、雇用の増大等が不可欠の要件であります。が、このことは我が国経済において重要な地位を占める中小企業者の健全な発達なくしては期し得べくもありません。而して中小企業

振興には経営面、技術面等各方面からの強力な対策を総合的に推進いたすことが必要であります。が、現下の情勢におきまして、中小企業者が当面している最大の困難は、何と申しまして、大企業に比して金融上の便益が著しく少いことである。本来、中小企業金融は、小口の金融であり、且つ担保力等の薄弱なものであります。が、特に長期融資となり、金銀貸付は相当長期の見通しを必要といたしますので、中小企業者の生産設備の弱少性に基く信用力、担保力の不足、経済変動に対する抵抗力の薄弱等の理由により、経営自体として良好であり、かつ勝たぬのであります。従ひまして株式社債等証券市場を通ずる資金調達手段を殆んど有しない現状においては中小企業者にとりまして長期且つ安定的な資金の入手は非常に困難であります。

このことは、中小企業の合理化を妨げ、輸出の伸長を阻害する大きな原因の一となつております。本法案の目的と致しますところは、金融機関が中小企業者に対する貸付を行つたことにより被ることあるべき損失を填補するところの信用保険制度を創設いたしまして、中小企業金融の隘路となつておりましたところの企業者の信用力、担保力を補強し、更には中小企業者が経済変動により受けるショックを金融機関に対して緩和するところの措置を講じ、以て企業合理化に必要な長期資金の融通を円滑ならしめんとするものであります。

次に本制度の主要な点につきまして御説明申し上げます。

第一に本制度の適用を受けます中小

企業者は資本金五百万円又は従業員二百人以下の会社、個人及び各種の協同組合となつております。

第二に保険される貸付金につきましてはその限度額は一中小企業者に対し合計三百万円、中小企業等協同組合は一千万円となつております。又貸付金の範囲は貸付期間六ヶ月以上の事業資金であつて、設備資金でも運転資金でも差支えないこととなつております。

なお本制度による貸付金の総額は毎年度予算と共に国会の議決を経ることとしたが、大体年間百四十四億円を予定しております。但し本年度に限りましては本法の附則にありまして三十三億六千億円といふと考へます。

第三に本制度の保険契約は一種の包括契約でありまして、金融機関は一定の額を限度として政府と契約を締結いたしましたら、後は貸付実行を政府に通知するのみで、それが約款に定められておる条件に該当している限り、政府の事前の審査承認なくして自動的に保険されることとなります。これによつて手続を極力簡素化したしました。

同時に本制度におきましては、保険金の支拂は回収未済額の七五％となつており、残りの二五％は金融機関において負担することとなつておりますので、貸出に當つて金融機関の自立性を尊重すると共にその健全な判断を働かすであらうことは十分期待されるのであります。

第四に保険料率につきましては、本制度の建前であります独立採算性が維持できる範囲において保険金額の年三％以内の率を政令で定めることになつております。保険金額の年三％は貸付

元本に対しては年二分二厘五毛に相当するのであり、而してその中の一部を債務者に転嫁できることにいたす予定であります。

第五に業務の委託に關してであります。が、本制度の運営が多く金融に關する専門的知識と経験と迅速とを必要といたしますので、中小企業者の専門銀行とも申すべき商工中金に業務の一部を委託いたす所存であります。

以上が本法案の概要であります。が、本制度は所謂金融の補助制度でありまして、これによつて直接中小企業に融資するものではありません。併しながら幸ひにしまして多年の懸案でありました預金部資金活用も近く実現いたします。商工中金その他の金融機関も漸次整備されて参りましたので本法の実施によりまして一層その円滑化が期せられるものと存じます。政府といたしましては是非国会の御協賛を得て十二月十五日より本法を実施いたしたいと考へておりますので現下の中小企業金融疎通の緊急性に鑑み何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同賜らんことを切にお願い申し上げます。

○委員(深川榮左門君) 只今提案理由の説明がありました。本法案については別に中小企業信用保険特別会計法案があります。これは大蔵委員会に付託されております。この信用保険法案については中小企業者が重大なる関心を持つておりますので、本会期末に提案されて甚だ迷惑ではあります。が、各位の御了承を得て特に審議をお願いしたいと思ひます。そういう關係で、本来ならば本法案並びに特別会計法案關係の二件について、大蔵委員会との連合委員会を開会すべき

かと思ひますが、右のような關係から
今回は連合委員會を開くことなく、別
別に審議することになり、必要とあ
らば互いに委員長又は委員各位が他の
委員會に出席して發言することにな
したいと思ひますが、その点は如何で
ございましょうか。

○栗山長夫 大臣に伺ひますが、債
權審議の上と言はれますが、その程度
はどうなんですか。

○國務大臣(横尾龍吾) 先刻、初めに
申し上げましたように遅く出しまして債
權審議をお願いするということは甚だ
恐縮でございます。併しどうかこの必
要性をお考え頂きて、そうしてで
きるだけ速かにお願いしたいと思
ひます。

○栗山長夫 此の非常に不可能に近い
ことを御要請になるので、委員會が
そのまゝ認めて債權審議をしたとい
うことになる重大だと思ひますが、
特に委員長は連合委員會を開きたい
けれども開けない。こうおつしやつたの
です。その辺をもう少し明らかにして
おきたいと思ひますが。

○委員長(深川左工門君) 申し上げま
す。会期も大分迫つておりますし、も
う連合審議をするだけの時間がないも
のですから、委員長とお互いに連絡を
とるべきところはとつて、或いは委員
でお互いに疑問があれば質して行くこ
とにしたら如何でしょうか。

○栗山長夫 そうですと質問の予
定もあるわけですが、時間的にはどれ
くらいで討論採決までやつてしまいた
いとお考えですか。

○委員長(深川左工門君) 本日中午に
成るべく、まあとにかく本日中午に上げ
たいと思つております。

それでは次に質疑に入りたいのであ
りますが、本法案の重要性にもかかわ
らず、審議期間が非常に短いことを想
像されましたので、委員長は専門員に
命じて本法案の要綱として伝えられる
ものに関し、銀行、信用組合、無盡會
社、中小企業団体等の意見を徴して参
つたのであります。若し余荷があれば
右のような關係業界のかたへを参考
人として當委員會に来てもらひ、その
意見を聞きたいと思ひますが、何分時
間がないのでこの際御異議がなければ
ば、右調査の要綱を専門員に報告させ
たいと思ひますが、如何でございま
すか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(深川左工門君) 異議なし
と認めます。それでは専門員、

○専門員(小田橋貞君) 只今栗山委
員から申されましたように、非常に審
議期間が短いのでありますが、どうも
そういうことは初めから想像されてお
りましたので、委員長にお願いしまし
て、委員長名で東は銀行、信用組合、
無盡會社、中小企業団体というよう
なところへ、伝えられるところの法案の
要綱でもつて、皆さんの御意見を承わ
りたいという手紙を出して、その返事
を頂いたのであります。やはりその回
答も期日が非常に切迫しておりました
ために僅か十一件しか参りませんでした
が、銀行関係から千代田銀行、興業

銀行、東京銀行協会、信用組合關係が
二件、無盡關係が三件、中小企業団体
關係として全国肥料商工組合連合
會と、いわゆる全日本中小工業協
會、全中協というところ、それから
東京商工会議所、合計十一件の回答が
参りました。その回答の中味の概略を

ここで御報告申し上げまして、審議の御
参考にしたいと思ひます。

この回答は先ほど御採決になりました
請願の中にもありましたように、中
小企業信用保險については、中
小企業信用保險に、できるだけ早くこの
制度が実施されるように希望するとい
うのが回答の先ず結論的な、總括的な
結論であります。併し希望はするけ
れども、更にできるならばこういうふ
うにしてもらいたいというふうな意見
が附け加えられておるのであります。
それを以下申し上げます。

回答による意見を見ますと、先ず第
一に出て来るのは、金融機關が、この
保險法案が実施される際に、この保險
制度によつて金融をしようという条件
を作るように考えてもらいたいという
内容を持つたものが非常に多いのであ
ります。そういう金融しようという条
件を作ること、ということに關係する
要項事項を申し上げます。先ず第一は
融資の限度をこの法案では一企業三百
万円ということになっておりますが、
これを是非五百万円ぐらいに、いわゆ
る中企業のものまでも拡張してもらい
たい、中企業の上と申しますか、大金
業の小と申しますか、そういうところ
まで引上げてもらいたい、いわゆる零
細企業のみでなく、もつと上の大きい
ほうまでもこの中小企業の中に含めて
もらいたいという意見であります。

第二には、この法案によりますと六
カ月以上の貸付金が保險されることにな
りますが、更にこれをもう少し今度
は期間を少くして三カ月ぐらいの短期
のものにもこれを適用してもらいたい
という意見が出ております。その意見
が一々どの団体から来ているというの

は申上げかねますが、今の短期貸付に
も適用して欲しいというのは、信用組
合關係が非常に多く、それから興業銀
行から言つて来ております。

それから第三番目に、保險金の支拂
は保險額の七五％だということが法律
の要綱であります。これを七五％と七
五％以上まで保險金の支拂に入れても
らいたいという意見が多いのでありま
す。それで先ず全部保險してもらいた
いというのは、信用組合關係と興業銀
行、全中協、この三つであります。そ
れからそのまゝでは行かないが九〇％ぐ
らいまでというの、無盡關係と東京
商工会議所でございます。それから
一つ同じ關係であります。それから
は保險されないのだから、この二五％
については、只今あるところの信用保
証協會というものの保証にしろもらえ
ないかという意見が信用協同組合協
會から参つております。それからもう一
つ同じ關係であります。少額の損失
の場合、例えば貸付金のうち全部がと
れない場合には七五％だけ保險金がも
らえるというのでいいけれども、若し
二五％或いは三〇％というより少ない
割合のものが貸付金になつた場合に
は、これは金融機關に全部やつてもら
う、それは全部金融機關が持つとい
う形にしろもらいたいという意見があ
ります。

それから今の融資條件の緩和方策と
して第四番目に出て来る問題は、保險
金の支拂の時期、これは法案によりま
すと六カ月後になつて弁済期限が来て
取れなかつたということが、即ち保險
事故が起つてから六カ月後に初めて保
險金を請求できるわけでありまして、
これを六カ月後では困るからもうと早

く三カ月にしてくれ、そうでないと資
金の回転がまずいというのが、これは
銀行、全中協、無盡會社というふうな
ところからそういう意見が出ておりま
す。

それから同じ融資條件に關する第五
として、保險利率であります。只今の
御趣旨にもありましたように、百分の
三以内ということに法案はなつており
ますが、これを大体只今の回答に寄
せられたところでは全部が百分の三と
読みまして、そして百分の三では高過ぎ
る、従つてこれを二％にしてくれとい
う無盡會社の意見と、一％以下にして
くれという興業銀行の意見がありま
す。それからもう一つこの利率が一律
であるとはいけない、利率にはその業
種とか或いは貸付条件とかその他によ
つて差を設けてくれというのが興業銀
行から来ています。それから保險料金
の負担の問題であります。この保險
料を債務者が全額負担するようにし、
或いは債務者が負担しない場合には、
結局同じであります。金利を引上げ
るという形でもつて債務者に負担させ
て行くというのがあります。

それから同じような融資條件の問題
では、第六に根保証の制度を採用する
という意見が全中協と興業銀行から来
ております。

回答の大きな分類の第二番目は、特
別會計の管理關係に關するものであり
ます。その第一は、これを管理するの
が商工中金ということになつておりま
すが、それは市中銀行と競合して貸付を
するところの商工中金がこれの管理を
やるというのはいけないから、日本銀
行にしてくれという意見が出ておりま
す。それからもう一つ保險金支拂後の

管理事務、これを融資したところの銀行にやらせるのはいけない。ですから管理機関の法案で見ますと、商工中金に保険金支拂後の事務はやらせるようにしてくれという意見があります。

それから回答の大きな第三の分類といたしまして、この法案が法律になりました場合に、運用についての点であります。その運用の第一点は不良債がもと／＼あつて、現在不良債になつておるのをそれを返済させて、そうして新しい貸付のような形にしてこの保険の中へ繰込む金融機関がありはしないか。そういう金融機関があると保険の基礎が危くなる。危くなるからそれを防止するやうな、そういう方法が一体政府当局でとられておるかどうかということが心配されております。それから運用については、従来はどうも工業偏重の形があつて商業に貸さないという心配がある。だから中小商業にも融資をやつてくれ、それを決して偏頗にならないようにしてもらいたいというのが東京商工会議所からございまして、それから同じく小さい三で、金融機関に保険の割当をするのであります。その割当がどの金融機関に幾らというやうな割当を適正にやる、非常にむずかしいだろうが適正にやつてくれというの、まあいわば弱小金融機関と申しますか、そういう方面からそういう意見が派山出ております。それからその四が手続の簡素化であります。それから大きな回答の第四点といたしましては、資金源と申しますか、資金の源に関する問題であります。資金がなければ信用保険制度ができて、実際に運用されないのだ。だから資金源を獲得して欲しい。その意味で差

り保険の基金になるべき部分が年間十五億というのが決定されておるが、この十五億でいいか悪いかということにつきまして、そう窮屈じやないのだから十五億で結構だという意見が一方にありますが、片方に十五億では不足である、年間百四十四億の貸付金だけを保障するのではまだ不足だという意見と、両面が出ております。それからもう一つに基金の問題のほかに、先ほどから請願陳情で問題になりましたやうに、政府の資金をもつと金融機関に流すやうに配慮してもらわなければこの制度は運用が全きを期し得られないという意味におきまして、そういう方面の政策を強調してもらいたいという意見が参つております。要するにこの信用保険制度はこれだけの回答から見ますと、この制度は制度として非常に歓迎するけれども、これだけでは何としても十分である、もつとこれを拡大強化するやうな方法をお願いしたいというのが、まあ全体を通じての結論ではないかと思うのであります。

以上が大体私共のところへ参りました回答を要約して申上げたところでございまして。

○委員長(深川榮左門君) そこで右の調査に基づきまして委員長は二、三の点について政府に御答弁をお願いしたいと思ひます。

その第一点は、業界一般は本法案の成立を希望してゐる。この制度を遺憾なく運用するためにはやはり中小企業に廻る資金が枯渇しては行かぬ。何にもない。この資金調達についてどういう見通しを持つておられるかという点。

第二点は、商工組合中央金庫に政府の業務を取扱わせる理由は何か。只今の意見にもありましたやうに、商工組合中央金庫もこの法律の金融機関として市中銀行と競合して貸付を行つて、その点はまずくないかという点。

それから第三点は、やはり只今の意見にありましたやうに、金融機関の不良貸付をこの貸付に肩替りさせる危険はないかということ。即ち今までに貸付たもので焦げ付いてゐるものを一旦返済させて、その後新たに貸付けたい形としてこの保険をつけるやうなことはないかという点。右の三点について一つ政府側から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○説明員(内角一君) 只今の委員長からの御質問にお答えしたいと思ひますが、資金源といたしましては長期の資金を保障するということになつておりますので、今後供給されます中心でありますのは何と申しまして、政府資金の運用の面でありまして、これにつきましては御承知の通り新聞等にも発表せられましたやうに、預金部資金が今後金融債を引受けるということによつて運用されて参るといふことになつておりますので、これらを使いまして、これに重点を置いて運用して参りたいというふうに考えておる次第であります。なお日本銀行が例の中小別枠というところで現在四十一億円の別枠を認めております。そのほかに関西の風水害用として五億、更に、今度の年末対策というふうな意味をかねまして四億というのをすでに内部決定をいたしておるわけでありまして、こういう資金がございまして、これは主として短期の資金ということになつておりますが、場合によつては必要に応じて一年ぐらゐまでの運用を認める、そういう建前になつておりますので、これらも十分活用できるかと思つてございまして。更に月間大体十二億、年間百四十四億ということになつております。最近の各銀行の貸出状況を見ておりますと、この資料の中にもありますやうに、毎月相当多額の融資が行われておる。勿論これは短期資金が多いのでありますけれども、そのうちから相当部分、或る程度のもので長期資金に振向け得るやうなことも当然予想されるのではないかと、いふふりにも考える次第でございまして、それから第二点の商工中金に扱わせることで差支えないかどうかという点でございますが、提案理由の御説明にも申上げましたやうに、この事務を金融的な専門知識を使つて、而も迅速に処理するやうなためにはどうしても金融機関の協力を得ることが必要であります。日本銀行に頼むかということではあります。日本銀行は特殊な使命を持つており、又、いろいろ政府事務を委託いたしておりますので、更にここへこの保険事務を委託するといふやうなことは却つて事務の処理に不都合を生じやしないかというふうなことを憂慮せられますので、あと残るところは全国的に支店網を持つておる商工中金に扱わせるのが一番適当じやないかということ、商工中金を事務取扱者として委託するといふことにいたしましたやうな次第であります。商工中金の扱います事務の内容、範圍等を検討いたしますと銀行方面、金融機関といふ／＼な摩擦を生ずるといふやう

なことも余り想像せられない、そういう心配は余りないんじやないかというふうに考えておるわけでありまして、若し万一そういう事態が不幸にして起きました場合におきましては、これは勿論政府におきまして十分善処したいといふやうに考えておる次第でございまして。

御質問の第三点の不良債権を肩替りしてこれに乘換えるといふやうな心配はないかという点であります。この制度の建前は新規貸付を保障するといふことを建前といたしております。その点は保険約款に十分明記して置つて参りたいといふやうに考えております。従ひまして個々の保険につける場合におきましては通知だけでよろしいので、政府においてこれを審査するといふことはありませんが、一体その延滞になりましたら保険金を支拂わなければならぬということになりますれば、十分審査を加へまして、こういう不良債権の肩替りといふやうなことがありますれば当然保険金の支拂をいたさないという手だてを講ずるといふことによりまして、これを極力防止して参りたいといふやうに考えておる次第であります。

以上の点につきまして御説明申し上げます。

○委員長(深川榮左門君) はかに各委員から御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

○境野清雄君 政府にお伺ひしたいのですが、明日きりない臨時国会で今日提出したといふことは、結局この国会で通して年末の中小企業の金融を幾分でも円滑にするといふやうな意図があるのですか、ないんですか。

○説明員(記内角一君) 私共といたしましては、最近におきます中小企業金詰りをできるだけこれによつて緩和したいという心組でありますので、これは一とき早く実施いたしましてこの年末の対策の一助にもいたしたいというふうに考えます。そういう意味で、実施期日ともこの御協賛を得ますれば直ちに準備をいたしまして、この十五日から実施したいという事を目標にいたしまして附則にも明示しておるような次第でございます。そういう意味で是非とも今国会に提出して皆さんの御協賛を得て公布したいというふうに考えておる次第でございます。

○境野清雄君 この法案は案結構ですが、この法案だけで今一番問題の起つておる中小企業金の金融難が解けるといふことは全然私どもも考えておりませんが、若しこれは時間があるものならこういふような条件において金融業者が貸出をするかどうかという事なことで、委員会としては公聴会でも開いて、市中銀行なり或いは興業銀行その他にお集まり願つてお聞きするほうがいいのですが、そういうような点に對して中小企業金として一応この法案を作るときに、貸出をする銀行業者のほうへこういふような条件であなたがたはこれに賛意を表して貸付けるかどうかという事を、一応連絡を取つたのか取らないのか、その点について一つ。

○説明員(記内角一君) この点につきましては事前一種の公聴会を開きまして金融機関、特に銀行協会その他と打合をして意見を徴したのでございませうが、大体いづれも趣旨において賛成であるという御意見だったので。

○境野清雄君 この第二条にある信用協同組合、健全な信用協同組合はいはうでしようが、最近何か大蔵委員会のほうを廻つておるような、野放しに信用協同組合を許可するといふような場合がありまして、このものの運行が得るかどうか、この協同組合といふものを果してはかの金融業者と一緒に騙つてもこれに懸念はないかどうか、その点を中小企業金のほうからお伺いしたいと思ひます。

○説明員(記内角一君) この第二条におきましては、御承知の通り信用協同組合、銀行等の金融機関が貸付機関として適用を受けるというふうになつておりますが、信用協同組合につきましては現在六百幾つござりますが、まだ基礎も十分でない、この適用を受けることが果して適当かどうか疑わしいようなものもまま見受けられますので、そういうようなものにつきましては十分審査を加へまして、不適当なものについてはそういうこの法案の適用を除外するといふふうにしたしたいと考えておる次第であります。

○境野清雄君 これはこの保険料を大体三割といふふうなふうに課つてあるようですが、保険料をきめる前にこの信用保険法で金利を制定せずに置いて、保険料の三割、この部分は金融業者に負つてもらふんだといふような話でありますけれども、大体借りるほうが結局金利をきめないで、その保険料の一部を金融業者が背負うとしたところから、背負つた分だけ金利を上げられる、六カ月以上の長期の資金の金融ですから、金融に一定の縁がないので、そのために金利を上げてしまふ、上げてしまつて実質においてはこの法案に

騙つてあるように保険料の一部を金融業者が持つといふのが、実質的にそうではなくて借主が全部負担するといふような憂ひはありませんか。

○説明員(記内角一君) 保険料の負担につきましては保険料は三分以内で定めるといふことになつておりますが、差当つては年三分という計算でいたしたいと思つておりますが、この保険料は保険金に對して年三分でございますので、即ち保険金額は貸付元本の七五%といふことになつておりますが、それから逆算いたしますといふと貸付元本の二分二厘五毛といふ金高になるわけでありませう。これは勿論金融機関が拂うべきものでございまして、第一次的には金融機関が負担するものではございませうが、結局これを全部金融機関に負担させるのも如何かという考えから、別途大蔵省の金利調整関係の方で、本法によりまして適用を受ける貸付については、そのうちの幾分かを高く取つても差支えないといふふうな金利調整法独自で指定する予定になつております。ただ金利調整法では一年以下の貸付の金利だけに適用があるものでありまして、一年以上になりますとこれは制限がございませう。従いましてその場合におきましては或いは全額負担になるといふふうなことも生じ得るわけでありませうが、この面につきましては金融機関と十分連絡いたしまして、できるだけ全額負担にならないような方法で処置をいたして参りたいといふふうに考えておる次第でございます。

○境野清雄君 金利は今のお話のように理論的にはわかるんですが、どうしてこの法律をきめたときに大体幾らと

いうふうな金利を決定でき得なかつたんですか。

○説明員(記内角一君) 二分二厘五毛の範囲内でどうきめるかといふことにつきまして、日下大蔵省といふ／＼打合をいたしておるところでございますので、本日までどこで確定はいたしておりませんが、いづれにいたしましても貸付元本に換算いたしますと二分二厘五毛といふことになつて参ります。これを適当な方法において大蔵省と相談して定めて参りたいといふふうに考えておる次第でございます。

○栗山良夫君 この第二条の第二項に「政令で定める業種に属する事業を行うものをいう」とありますが、これはいつ決定になるわけですか。

○説明員(記内角一君) これは本法の施行当日に政令を公布することになりますので、十二月十五日施行いたしましたと思ひます。

○栗山良夫君 その内容をちよつとお話聞きたいと思ひます。

○説明員(記内角一君) このきめかたにつきましては日下／＼検討を加へておりますが、大体一般的な製造業或いは販賣業といふふうなものは当然この適用を受ける。ただいわゆる料理飲食店といふふうな本法の適用を受けてもそれに融資する必要のないようなもの、こういうものをむしろ消極的に指定して、それ以外のものは適用があるといふふうな指定の仕方をいたしたいといふふうに考えております。

○栗山良夫君 そういたしますと、細かく業種別に、ほかの法令でありましたような工合に細かい枠をきめられるのじやなくて、總括分類で以て大体業

種できめられる、こういうわけでありませうか。

○説明員(記内角一君) そうであります。

○栗山良夫君 それからもう一つ伺いたいのではありますが、第四条の一人に合計三百万円といふのでありますが、この限度はもうすでに今まで保証協会なり、或いは日銀の別枠なり／＼な形で中小企業者が金融を受けておる。そのものが一定の限度に達します場合に、更にこの保険によつて貸増をしたいといふようなものにも当然適用されるのでございませうか。

○説明員(記内角一君) そういうものにも当然適用される次第でございます。

○西田隆男君 一、二点お伺いしたいのですが、附則によりまして、十二月の十五日から以降三月三十一日までの間に三十六億円を限度とする規定してありますが、三十六億円を毎月一定の額に分けて融通されるのか、それとも資金の必要の度に應じてやられるのか。それからもう一つは三十六億円を年度末なりにお貸出になる場合に、各種産業に對する比率についてお考えになつておることあるのかどうか、この二点を一つお答え願ひます。

○説明員(記内角一君) 第一点につきましては、第三条にございませうが、政府は会計年度の半期ごとに契約をするといふことになつておりますので、ただ初年度におきましては三カ月半しかございませうので、これは一回限りといふことになつて参りますが、普通であれば年に二回の契約、即ち途中で契約が更新されるということになるわけでございます。

第二段の御質問の点につきまして、業種別に枠をきめておられるというふうなことは考えておりません。個々の金融機関に対しては、第三条によつて一定の枠が定められますが、その範囲内でどういう業種に、又どういう業者に貸付けるかは、すべて金融機関の自主性に待つという建前であります。

○西田隆男君 私のお聞きした第一点は、そういう意味ではなくて、三十六億を仮に三カ月とするならば、一カ月十二億というふうな目安を置いて貸付けられるのか、それとも三十六億円を、十二月の十五日の日まで、法律公布と同時に借手があれば三十六億一週に貸付けられるのか、と問はれるのか、というのが第一点の質問です。

○説明員(記内角一君) これは三十六億は、いろいろ金融機関がたかさんごさいますが、政府がこの金融機関と契約を結ぶ総額としてきめられておりますので、これは施行の日から逐次契約をして行きます。三十六億に達すればそれで打ち切るといふ結果にならうかと思ひます。併し実際問題といたしましては、各金融機関からの要望を見まして、この三十六億を適当に配分するということになるわけでございます。

○西田隆男君 第二の質問に対しては別に業種別、産業別には割当てはしない、金融機関が貸すということとをきめたものに対する政府は契約をするのだという御説明でありましたが、大体において中小企業に対する今までの金融の状況をこの表によつて見ますと、主としてたかさんの金を借りられておるのは機械器具、繊維、化学、食料品、

物品販売とかいうような各業種が比較的多額の金を借りておつて、鉄業のときは五十億の貸出に対して九千四百万円というふうな誠に僅かな金額しか貸出されてないような状況ですが、この法律の施行に伴つて、資本が五百万円、使用人員が二百人というふうな制限はされましても、その範囲に入る鉄業を運営しているものは沢山あると思ひます。あなたも御承知のように現在では炭鉄業者の金融は非常に苦しいのですが、そういうものを中小企業庁は監督されるだらうと思ひますが、中小企業庁としてはそういう方面に特段の考慮を拂われて金融をされるようなお考えを持っておられるかどうか。或いは現在までの貸出のこういう業種別のやつが、又平均的に貸出されるといふようなことも考えられるので、特に今まで貸出さなかつた理由と、今後の金融について中小企業庁のお考えを一つ承わりたい。

○説明員(記内角一君) これらの貸付は殆んど全部こちらで計画を立てて、こう貸付しろというふうな強制もできませんし、又これを貸付するならば資金を融通するといふふうな性格を持つて貸付たものではございません。専ら金融機関の自主性に待つ、残るところは政府が斡旋をする、或いは日本銀行を通じて金融の斡旋をするという建前でやりました結果が、こゝいうふうになつておるわけでありま。従いまし鉄業、マイニングの方面に比較的に、来関係の少かつた金融機関が非常に多いのであります。マイニングに關係を持つのは極く大手筋の金融機関に限られたので、自然こゝういふ結果になつて参つたのではないかと想像されるわけ

けであります。我々はこの法案が通りまして、その建前におきましては金融機関の自主性に待つわけでありま。ただ残るところは我々のできる限り鉄業方面の状況に応じて金融してもらうように斡旋努力いたしたいといふふうにお考えでおるのでございます。

○西田隆男君 今の御説明を承わりますれば、マイニングのほうは御承知のように二十四年の九月までは配炭公団がありまして、その方面からの前貸その他で金融が一時できておりました。その後マイニングの方面の金融と

いうのは日銀の貸出の枠、これは大部分が大手筋、炭鉄、それから見返資金の放出される限度以外の、いわゆる中小に属する炭鉄の銀行との取引關係といふものが、極めて短い時日であつたために、こゝういふ結果に終つたと思ひますが、従つて現在資金面に潤沢でない銀行はこの法律案が通過することによつて金を貸出します場合には、やはり過去の潤沢の深い方面に金が流れることが想像されますので、若しそういう方面に金が流れますと、今後この法案が通つても結局中小炭鉄のほうには依然として資金が入らないといふやうな窮境に立つ。そういう観点から私は質問しているので中小企業庁としては質問に対して促進できないであらうと考えますけれども、そんな中小炭鉄の窮状を一つ御推察願つて中小炭鉄が銀行に金融を懇請した場合のときには、是非とも斡旋の方法をとつて頂くといふ決心を、決心といふとおかしいのですが、お考えの方を持つて置いて頂きたい。そうしませんがこの法律案通過後も、炭鉄の金融といふものは依然としてこの表に現れておりますように、

十分の一以下の状態になつておりまして、これを私は心配します。その点を一つ十二分に中小企業庁として御考慮をお願いいたしたい。

○委員長(深川榮左門君) ちよつとお話いたしますが、只今文部委員会が採決するに速記が必要だと言つております。又済んだらこつちへ来ますからちよつと一時は止したいと思ひますがよろしくございませうか。……それは一時速記を中止いたします。

午後三時三十一分速記中止

午後四時四分速記開始

○委員長(深川榮左門君) 速記を始めて下さい。

○高瀬太郎君 設備資金のほうは六カ月、運転資金は八カ月となつております。普通設備のほうは長期であつて運転のほうは短いのだと存じますが、その点どうなりますか。

○説明員(記内角一君) これはミス・プリントでありまして、一年六カ月であります。運転資金が八カ月です。

○加藤正人君 この第一条の事業資金の融通ということになつておりますが、その範囲はどうか。設備、運転資金といふのは無論いいには違ひないですが、その他思惑といつてはなんですか、赤字を補填するといふものと見分けるはどうして付けて行くか。

それから又この開闢西に起つた台風の損害といふものは非常に大きいので、年額百四十四億程度ではもう問題にならないのであります。このうちの損害の一部分でも、今請願もあつたやうな次第で、非常に資金の要望が多いのであります。こゝういつたやうな復旧の資金だけはこの保険の利用によつて救われる途があるのかといふことを一つ。今境野君が聞かれたことについて私は聞洩したのでありますが、金融の途がつかとすれば非常に有難いのですが、業者は金利についても非常に関心を持つておる。結局保険料の二分二厘五毛の中の一部分を負担するということになつて、結局この債務者の負担する金利といふものは大体どのくらいに見ていいものでしょうか。これは担保にもよるし相手にもよるでしようけれども、大体の見通しはどのくらい出しているか、この二点。

○説明員(記内角一君) 第一条の事業資金といふのは精神においては、例えば思惑資金とか、或いは赤字の穴埋資金とかいふふうなものは、これを除くという気持ちでいるわけでございます。が、さてこれを具体的にそれじやどうかといふことになつて、これはなか／＼むずかしい問題であらうかと思ひます。根柢の精神におきましては、こゝういふものを除くといふことの事業資金というように考えた次第でございます。勿論旧来の借換え、或いは不良債権をこれに肩替りするといふことは認めないといふ見解をとつておるのであります。災害資金の補填につきましてはこれは当然その適用を受けるものといふふうにお考えおる次第でございます。

なお保険料をただだけ負担するかといふことになりまして、先ほど申し上げましたように、保険料は保険金に対しての比率になります。これを金利の形で取ることにいたしますとどうしても元本償還ということになります。元本

○説明員(記内角一君) 手数料として保料の大体五%程度を拂つて行きたいと考えております。

○廣瀨興兵衛君 そうすると七五%の五%ですか。

○説明員(記内角一君) 七五%の三%の五%です。

○廣瀨興兵衛君 相当の金額になりますね。

○説明員(記内角一君) 御配付の資料の中の予算面に、二十五年年度の特別金計の予算が、途中から書いてあります。

る五頁というところがございます。終りから四枚目の頁でございます。その歳出に委託手数料というのがございす。この四百万円、これがそれでございす。

○境野清雄君 どうです委員長、さつきのこと。

○委員長(澤川龍左エ門君) ほかに質問ございませんか。……それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 澤川龍左エ門君
理事

古池 信三君
廣瀬兵衛君
栗山 良夫君

委員

小野 義夫君
重宗 雄三君
小松 正雄君
吉田 法晴君
加藤 正人君
高瀬莊太郎君
境野 清雄君
西田 隆男君

國務大臣

通商産業大臣 横尾 龍君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞壽君

説明員

中小企業庁
振興部長 記内 角一君

十二月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、鉱業法案(第八回国会継続)
(予備審査のための付託は十一月二十五日)

一、採石法案(第八回国会継続)
(同)

十二月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

中小企業信用保険法案

中小企業信用保険法案

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、銀行(日本銀行を除く)、無盡会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び信用協同組合をいう。

2 この法律において「中小企業者」とは、資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)が五百万円以下の会社、常時使用する従業員の数が二百人以下の会社若しくは個人、中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は水産業協同組合であつて、政令で定める業種に属する事業を行うものをいう。

(保険契約)
第三条 政府は、会計年度の半期ご

とに、金融機関を相手方として、当該金融機関が中小企業者に対し貸付を行ったことを政府に通知することにより、貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、政府と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期における債務の不履行による貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十五を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係が成立する貸付金の総額の金融機関を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

(保険関係が成立する貸付金)

第四条 前条第一項の保険関係が成立する貸付金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものであつて、その貸付期間が六月以上のものに限り。

2 前項の貸付金の額は、中小企業者一人につき、合計三百万円(その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、一千万円)をこえてはならない。

(保険料)

第五条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第六条 政府が第三條第一項の保険関係に基づいて支拂すべき保険金の額は、保険価額から金融機関がそ

の支拂の請求をする時までに回収した額を控除した残額に、百分の七十五を乗じて得た額とする。

第七条 金融機関は、保険事故の発生の日から六月を経過した後でなければ、保険金の支拂の請求をすることができない。

2 金融機関は保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

(保険金支拂に伴う代位)
第八条 政府は、金融機関の貸付金の回収未済があつた場合において、保険金の全額を支拂つたときは、金融機関がその支拂の請求をしたときに有していた当該貸付金債権について、百分の七十五の割合で金融機関に代位するものとす。

し、当該貸付金債権の効力及び担保として金融機関が有していた一切の権利を行うことができる。

(貸付金の回収)

第九条 金融機関は、第三條第一項の保険関係が成立した貸付金の回収に努めなければならない。

(契約の解除等)

第十条 政府は、金融機関がこの法律(これに基く命令を含む)の規定又は第三條第一項の契約の条項に違反したときは、同項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支拂わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同項の契約を解除することができる。

(業務の委託)

第十一条 政府は、政令で定めるところにより、第三條第一項の規定による通知の受理、保険金の支拂

その他この法律の規定に基く業務の一部を商工組合中央金庫に取り扱わせることができる。

2 政府は、金融機関の貸付金債権に関する第八條の規定による権利の行使の業務を当該金融機関に委託することができる。

3 前二項の場合において、その業務に従事する金融機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の管掌)

第十二條 この法律に規定する政府の業務は、通商産業大臣が管掌する。

附則

1 この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

2 政府は、第三條第三項の規定にかかわらず、昭和二十五年年度に限り、同条第一項の保険関係が成立する貸付金の総額の金融機関を通ずる合計額が、三十六億円をこえない範囲内で、同項の契約を締結することができる。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 中小企業信用保険に関すること。

4 中小企業庁設置法(昭和二十三

年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 中小企業信用保険に関すること。
5 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表中通商産業省の項「一九一人」を「二六六人」に、「一七、九五四人」を「一七、九七九人」に、合計の項「八七五、八〇八人」を「八七五、八三三人」に改める。

昭和二十五年十二月二十一日印刷

昭和二十五年十二月二十二日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁